

## 弥富市建設工事請負業者格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市が発注する建設工事の請負業者の格付の方法及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(格付対象者)

第2条 格付は、当該年度の入札参加資格審査申請をした者について行う。

(格付の方法)

第3条 格付は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定による経営事項審査の結果に基づく総合点数(以下「総合点数」という。)により行う。

(格付の基準)

第4条 格付の基準は、別表のとおりとする。

(資格者名簿への登載)

第5条 格付事務が終了したときは、入札参加資格者名簿に登載する。

(有効期間)

第6条 格付は、隔年ごとに行い、その有効期間は2年(格付の施行された日から次の格付の施行される日の前日まで)とする。ただし、追加の入札参加資格審査申請に伴う格付は受付のときに行い、有効期間は残期間とする。

附 則

1 この要領は、平成2年4月1日から施行する。

2 弥富町工事等請負業者格付要領(昭和57年5月27日)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

業種 等級	総合点数			
	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	その他工事
A	800以上	800以上	800以上	800以上
B	650以上 800未満	650以上 800未満	800未満	800未満
C	650未満	650未満		